

議案第31号

三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成12年3月10日

三朝町長 吉田秀光

平成12年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

三朝町立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和44年三朝町条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第30条第4項」を「第30条第2項」に改める。

第6条第1項中「次のとおり」を「10名以内」に改め、第1号から第3号までを削り、同条第3項中「各号の1」を削る。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。